

学校保健安全法における感染症の取り扱いについて

学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。感染症と出席停止期間の基準については下記のとおりです。登校を再開する際は、「出席停止解除証明書」を医療機関で記入していただき、学校まで提出してください。

なお、医療機関のひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症のほかインフルエンザに罹患した場合には、保護者の方が解除証明書の記入をお願いします。医療機関の証明は不要となります。

<学校感染症とその出席停止期間>

【第 1 種】治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ

【第 2 種】感染症の種類によって出席停止の期間が異なる

インフルエンザ (鳥インフルエンザ・新型を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

※「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算してください。

【第 3 種】病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヘルパンギーナ、A型肝炎等)

-----切り取り-----

学校感染症の出席停止解除証明書

淑徳 SC 中等部・高等部 学校長 殿

中等部・高等部 年 組 番 氏名

上記の者は学校保健安全法施行規則における感染症()により安静加療中でしたが、感染の恐れがない状態になりましたので、登校しても差し支えないことを認めます。

出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

保護者氏名

印

※新型コロナウイルス感染症のほかインフルエンザに罹患した場合には保護者の証明のみとなります